

証券コード 2384

平成28年3月9日

株 主 各 位

東京都墨田区太平四丁目1番3号
SBSホールディングス株式会社
代表取締役社長 鎌田正彦

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、後記3ページ「議決権の行使等についてのご案内」に従い、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話をご利用いただきインターネットにより議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、平成28年3月24日(木曜日)午後6時までに到着するように議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年3月25日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分) |
| 2. 場 | 所 | 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦」
(末尾記載のご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第30期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| | 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| | 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| | 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆様にご提供する書面のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ホームページ (<http://www.sbs-group.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査役会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源を節減するため、**本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。**

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.sbs-group.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

【議決権の行使等についてのご案内】

1.書面およびインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

2.インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3.インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使してくださいようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成28年3月24日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

- (2) インターネットによる議決権行使方法について
- ①議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ②株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- (4) 招集ご通知の受領方法について
- ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. SBSグループの現況

(1) 当期事業の概況

① 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、前半は好調な企業収益や雇用情勢の改善がみられ回復基調で推移しましたが、後半から中国経済の減速や国内個人消費に停滞感が広がるなど国内外の不安定な影響を受け、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当期の物流業界は、燃料価格の低下による恩恵を受けているものの、ドライバー不足に伴う採用費や備車費の上昇によるコスト増に加えて、個人消費の伸び悩みや天候不順などによる荷動きの鈍化がみられるなど厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループは、平成26年度から開始した4か年の中期経営計画「SBS Growth 2017」に基づき、事業戦略、投資戦略などにグループ一丸となって取り組みました。

事業戦略では、3PL事業のさらなる拡大を目指し営業組織を一新したほか、大阪に物流事業および人材事業の営業拠点を開設し、関西圏や西日本地区での市場開拓を本格的に開始いたしました。新規業務では、食品メーカー、大手小売業、高級ワインなどの物流センターを立ち上げたほか、音楽・映像ソフト卸大手の株式会社星光堂のCD・DVD物流業務を受託しました。また、翌期に向けて、センター運営を中心とした受注が拡大しました。

海外事業は、インドの当社連結子会社SBS Transpole Logistics Pvt. Ltd. (以下、トランスポール社) が同国の当社連結子会社Atlas Logistics Pvt. Ltd.を同社子会社といたしました。フィリピンでは、現地フォワーダー(注1)との合併会社を設立しコンテナ輸送事業を開始いたしました。ベトナムでは、現地大手流通グループと覚書を締結し、低温食品物流の事業化検討プロジェクトがスタートしました。

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会
参考書類

投資戦略では、1月に横浜市長津田で大型物流センターが竣工し、大手食品メーカーの物流拠点として稼働いたしました。3月には埼玉県所沢市において大手百貨店向け専用物流施設に着工し、工事中的横浜市磯子区の物流センターと合わせて2棟、延床面積2万坪超の大型物流施設の建設に取り組みました。お客様の確保も好調に進んでおり、完成する平成28年春から両施設ともフル稼働する予定です。

これらの結果、売上高は、海外子会社の増加、国内物流事業の拡大などにより1,579億96百万円（前期比11.6%増）と伸長いたしました。

営業利益は、原油安による燃料価格の低下、料金改定効果などが奏功し53億47百万円（同30.5%増）、経常利益は為替差益5億8百万円が加わったことから57億72百万円（同58.2%増）と大幅な増益となりました。当期純損益は、特別利益として固定資産売却益22億60百万円を計上する一方で、トランスポール社が当期から開始した大口取引の債権を回収不能と判断したことなどから同社にかかる特別損失119億66百万円（注2）を含む135億47百万円を特別損失に計上したことにより当期純損失38億15百万円（前期は27億25百万円の当期純利益）となりました。

- (注) 1. フォワーダーとは、自らは運送・輸送手段を持たずに、荷主から貨物を集めて他の運送業者の輸送手段により貨物を運ぶ利用運送事業者をいいます。
2. トランスポール社は、インドを本拠に、中国、香港、韓国、シンガポールに拠点を展開する航空・海上フォワーダーです。当社グループは、同社株式を平成26年7月に取得し、同社株式を70.37%保有しております。買収の狙いは、同社の成長を取り込み、海外事業を拡大することにありました。

しかし、中国経済の成長鈍化などに伴う国際貨物量の減少、フォワーダー間の価格競争激化といった厳しい経営環境に直面する中、トランスポール社が当期から開始した大口取引の債権回収が平成27年10月以降、遅延し始めるようになりました。

当初、当社は同社より、回収計画を見直したことで翌年にずれ込むものの最終的な債権回収には問題がないとの説明を受けておりました。しかしながら、債権回収が計画通りに進まないことからさらなる調査をした結果、大口取引の内容は、政情不安が続く西アフリカや中東向けの三国間貿易などであり、債権回収が「極めて困難」な状況となっていることが判明いたしました。

再建策も検討しましたが、債権が回収できなければ、同社の資金繰りが相当悪化すること、世界経済情勢が急激に悪化していること、同社の営業基盤も盤石ではないこと等を鑑み、当社の支援では再建が難しいとの判断に至りました。

以上を踏まえ、トランスポール社に対する全ての投資残高を損失処理するとともに、所有株式の全部を第三者に売却することで同社の経営から撤退することを決定いたしました。

当期において、債権の回収不能見込額、のれん償却額、貸付金に係る整理損など同社の特別損失119億66百万円を計上しましたが、税効果会計等を適用後の連結当期純損益への損失影響額は77億17百万円となり、38億15百万円の当期純損失となりました。

翌期については、国内の物流事業、不動産事業ともに当期を上回る好調な業績を見込んでおります。海外事業は、トランスポール社の経営から撤退したことにより売上面では大きく縮小しますが、利益面ではのれん負担が大幅減少することでプラス効果となります。これらの状況から当社グループの翌期業績は、V字回復するものと考えております。

なお、翌期以降に同社経営撤退による追加の損失発生の可能性はないものと判断しております。

事業別の状況は次のとおりであります。

(物流事業セグメント)

物流事業の売上高は、トランスポール社が連結されたことが牽引し1,433億91百万円（前期比10.4%増）となりました。一方、営業利益は、CD・DVD物流事業の稼働率の回復が遅れたものの、燃料価格の低下や値上げ効果などの追い風を受けたことにより20億72百万円（同27.6%増）と伸ばいたしました。

(不動産事業セグメント)

不動産事業は、長津田物流センターの稼働により賃料収入が増加したこと、販売用不動産のうち、3月に埼玉県所沢市の物件を11億73百万円で売却、7月には千葉県野田市の物件を47億82百万円で売却したことにより、売上高は86億41百万円（前期比69.3%増）、営業利益は32億92百万円（同39.6%増）となりました。

(その他事業セグメント)

その他事業は、主力の人材事業が雇用情勢の改善影響を受けて派遣スタッフの採用コスト増やスタッフ不足による機会損失が発生したこと、前期にマーケティング事業の子会社を売却したことなどにより、売上高は59億63百万円（前期比8.9%減）、営業利益は2億38百万円（同30.8%減）となりました。

② 設備投資等の状況

当期における設備投資等の総額は111億42百万円となりました。新たな物流施設用地の取得や物流施設の建設、太陽光発電設備の増設、車両の経常的な更新などの投資を行っております。

③ 資金調達の状況

主として設備投資に必要な資金を、取引金融機関から長期借入金で144億12百万円調達いたしました。

一方で、長期借入金の約定弁済に加え短期借入金の返済を進めた結果、当期における借入金と社債の合計額は、前期末に比べ17億94百万円減少し、605億25百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 27 期 (平成24年12月期)	第 28 期 (平成25年12月期)	第 29 期 (平成26年12月期)	第 30 期 (当期) (平成27年12月期)
売 上 高(百万円)	127,935	132,205	141,535	157,996
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	1,626	1,549	2,725	△3,815
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	130.68	120.79	69.77	△96.84
総 資 産(百万円)	104,496	108,354	131,120	124,817
純 資 産(百万円)	27,780	29,218	35,091	29,947
1株当たり純資産額(円)	2,149.84	2,228.03	811.23	706.32

(注) 1. 当社は、平成24年1月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成26年6月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割をそれぞれ行っております。平成26年6月1日の株式分割については、第29期の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 当期より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しており、直前3事業年度の財産および損益の状況について当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

(参考) 過年度に上記の株式分割が行われたと仮定して、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額は次のとおりであります。

区 分	第 27 期 (平成24年12月期)	第 28 期 (平成25年12月期)	第 29 期 (平成26年12月期)	第 30 期 (当期) (平成27年12月期)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	43.56	40.26	69.77	△96.84
1株当たり純資産額(円)	716.61	742.68	811.23	706.32

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SBSロジコム(株)	2,846百万円	100.00%	物流事業（総合物流事業）
SBSフレック(株)	218百万円	65.99	物流事業（食品物流事業）
SBSフレックネット(株)	50百万円	※65.99	物流事業（食品物流事業）
SBSゼンツウ(株)	83百万円	100.00	物流事業（食品物流事業）
SBS即配サポート(株)	100百万円	100.00	物流事業（専門物流・環境事業）
SBSフレイトサービス(株)	100百万円	※100.00	物流事業（総合物流事業）
日本レコードセンター(株)	450百万円	※100.00	物流事業（専門物流事業）
SBSトランスポート(株)	80百万円	※100.00	物流事業（総合物流事業）
SBSグローバルネットワーク(株)	50百万円	※100.00	物流事業（通関事業）
SBSスタッフ(株)	70百万円	100.00	人材事業
SBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd.	140百万 ^{シンガポール} ドル	100.00	インドにおける事業統括機能
SBS Logistics Singapore Pte. Ltd.	10百万 ^{シンガポール} ドル	100.00	アジア地域（インドを除く）における事業統括機能およびシンガポールでの物流事業
SBS Transpole Logistics Pvt. Ltd.	48百万 ^{インド} ルピー	※70.37	物流事業（国際物流事業）
Atlas Logistics Pvt. Ltd.	410百万 ^{インド} ルピー	※84.59	物流事業（国際物流事業）
SBSファイナンス(株)	150百万円	100.00	リース・販売、保険代理事業
(株)エーマックス	160百万円	100.00	不動産事業
マーケティングパートナー(株)	10百万円	100.00	マーケティング事業

(注) 1. ※印は間接保有を含んだ比率であります。

2. 平成28年2月29日開催の取締役会において、SBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd. (以下、SLHS) の全株式を譲渡することを決議しております。なお、当該株式譲渡により、

SLHS、SLHSの子会社であるSBS Transpole Logistics Pvt. Ltd.およびその子会社は、当社の連結の範囲から除外されることとなります。

3. SBSフレック北海道㈱、SBSフレック東北㈱、SBSフレック関東㈱、SBSフレック中部㈱、SBSフレック関西㈱およびSBSフレック九州㈱は、平成27年1月1日を効力発生日として、SBSフレック関東㈱を存続会社、他の5社を消滅会社とする吸収合併を行うとともに、商号をSBSフレックネット㈱に変更しております。
4. SBSサポートロジ㈱およびSBS即配㈱は、平成27年7月1日を効力発生日として、SBSサポートロジ㈱を存続会社、SBS即配㈱を消滅会社とする吸収合併を行うとともに、商号をSBS即配サポート㈱に変更しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
SBSロジコム㈱	東京都墨田区太平四丁目1番3号	17,368百万円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、63,232百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、不透明な経済環境の中で激しい企業間競争を勝ち抜いていくために、経営の機動性確保およびグループ牽制機能が重要であると認識しております。そのために必要な経営資源を適時・適切に投入できるよう意思決定を迅速化し、中期経営計画「SBS Growth 2017」の達成に向け、業務執行の責任と権限の明確化を図ってまいります。

一方、成長を維持するためには、3PLを推進する物流人材や海外展開に備えたグローバル人材が不可欠です。さらに、ドライバー不足も深刻な課題と捉え、教育制度の充実や人事制度の整備を進め、優秀な人材の採用と育成に取り組みます。加えて、社員一人ひとりが働きがい・誇り・生きがいを持てる環境作りに努めてまいります。

また、物流企業としての社会的責任を果たすため、作業の安全確保や交通事故の防止などの安全対策、エコドライブの推進や車両・施設からの環境負荷軽減などの環境保全に徹底的に取り組みます。さらに、内部統制の強化、コンプライアンスの徹底やリスク対策などを柱に、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組み、社会の期待に応える企業グループとなるようCSR経営を着実に推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動の支配および管理をする持株会社であり、当社グループは当社および連結子会社23社で構成されております。当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業内容
物流事業	トラック輸送、鉄道利用運送、低温物流、国際物流、物流センター運営、流通加工、企業向け即配便、個人宅配などの事業とこれらの事業を一括受託する3PL事業、物流コンサルティング事業、およびこれらに付帯する事業
不動産事業	所有する施設を倉庫、オフィス、住居などの用途として賃貸する事業および物流施設の開発・販売事業
その他事業	人材、環境、マーケティング、太陽光発電などの事業

(6) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

事業区分	会社名	所在地
持株会社	SBSホールディングス(株)	東京都墨田区
物流事業	SBSロジコム(株)	東京都墨田区
	SBSフレック(株)	東京都墨田区
	SBSフレックネット(株)	東京都墨田区
	SBSゼンツウ(株)	埼玉県戸田市
	SBS即配サポート(株)	東京都江東区
	SBSフレイトサービス(株)	東京都江東区
	日本レコードセンター(株)	神奈川県厚木市
	SBSトランスポート(株)	東京都世田谷区
	SBSグローバルネットワーク(株)	東京都墨田区
	SBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd.	シンガポール国
	SBS Logistics Singapore Pte. Ltd.	シンガポール国
不動産事業	SBS Transpole Logistics Pvt. Ltd.	インド国ハリヤーナ州
	Atlas Logistics Pvt. Ltd.	インド国カルナータカ州
その他事業	(株)エーマックス	東京都墨田区
	SBSスタッフ(株)	東京都墨田区
	SBSファイナンス(株)	東京都墨田区
	マーケティングパートナー(株)	東京都千代田区

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
物流事業	5,161名 (8,446名)	35名減 (123名増)
不動産事業	7名 (5名)	1名減 (1名減)
その他事業	186名 (173名)	8名増 (1名減)
全社	201名 (12名)	11名増 (3名増)
合計	5,555名 (8,636名)	17名減 (124名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約社員等は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
192名 (12名)	9名増 (3名増)	43.5歳	6.8年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約社員等は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数には、他社から当社への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先および借入額（平成27年12月31日現在）

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)三菱東京UFJ銀行	15,245
(株)三井住友銀行	12,152
(株)みずほ銀行	4,948
農林中央金庫	3,870
(株)横浜銀行	3,795

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、当期においてインドの連結子会社であるSBS Transpole Logistics Pvt. Ltd. (以下、STPL) に対する全ての投資残高を損失処理いたしました。これに伴い、平成28年2月29日開催の当社取締役会で同社の所有株式の全部を第三者へ譲渡することを決議いたしました。

なお、本株式譲渡は、直接同社株式を売却するのではなく、同社株式を保有する当社連結子会社であるSBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd. (以下、SLHS) の株式を売却する方法によります。

本株式譲渡に伴い、翌期よりSLHS、STPLおよびその子会社は、当社連結財務諸表の連結範囲から除外されることになります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成27年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 154,705,200株
- ② 発行済株式の総数 39,718,200株
- ③ 株主数 4,393名 (前期末比403名増)
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持株比率
	株	%
鎌 田 正 彦	14,888,400	37.48
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	4,144,000	10.43
S B S ホールディングス従業員持株会	1,569,300	3.95
特定有価証券信託受託者 (株)SMBC信託銀行	1,200,000	3.02
大 内 純 一	928,200	2.33
東武プロパティーズ(株)	909,800	2.29
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	830,400	2.09
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	791,294	1.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	750,000	1.88
(株)スリーイーホールディングス	468,000	1.17

(注)持株比率は、自己株式385株を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (平成27年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鎌 田 正 彦	SBSロジコム(株) 代表取締役社長
常 務 取 締 役	入 山 賢 一	
取 締 役	杉 野 泰 治	SBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd. Managing Director
取 締 役	渡 邊 誠	SBSフレック(株) 代表取締役社長
取 締 役	岩 崎 二 郎	(株)東京総合研究所 代表取締役 GCAサヴィアン(株) 社外監査役
取 締 役	関 本 哲 也	弁護士 ミツミ電機(株) 社外取締役 (株)サマンサタバサジャパンリミテッド 社外取締役 (株)プレミアムバリューバンク 社外監査役
常 勤 監 査 役	山 下 泰 博	SBSロジコム(株) 監査役 SBSフレック(株) 監査役 SBSゼンツウ(株) 監査役
監 査 役	正松本 重 孝	公認会計士 SBSフレック(株) 監査役 SBSゼンツウ(株) 監査役
監 査 役	竹 田 正 人	(株)ジャステック 常勤監査役

- (注) 1. 取締役岩崎二郎および取締役関本哲也の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役正松本重孝および監査役竹田正人の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
 (1) 平成27年3月25日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって、監査役渡邊進一郎氏は辞任いたしました。
 (2) 平成27年3月25日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって、岩崎二郎氏は監査役を辞任し、取締役に選定され、就任いたしました。
 (3) 平成27年3月25日開催の第29期定時株主総会において、新たに山下泰博氏は監査役に選任され、就任いたしました。また、同氏は、同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され、就任いたしました。
 4. 監査役山下泰博、監査役正松本重孝および監査役竹田正人の3氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 (1) 監査役山下泰博氏は、長年、財務、経理業務に携わり、豊富な経験を有しております。
 (2) 監査役正松本重孝氏は、公認会計士の資格を有しております。

- (3) 監査役竹田正人氏は、長年、財務、経理業務に携わり、豊富な経験を有しております。
5. 当社は、取締役関本哲也、監査役正松本重孝および監査役竹田正人の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	71 (9)	71 (9)	(-)	(-)	(-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	29 (14)	29 (14)	(-)	(-)	(-)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	101 (23)	101 (23)	(-)	(-)	(-)	11 (5)

- (注) 1. 取締役には、上記の表中の取締役基本報酬とは別に子会社からの役員報酬24百万円が支給されております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年12月22日開催の株主総会の決議において年額144百万円以内、監査役の報酬限度額は、平成20年3月28日開催の株主総会の決議において年額34百万円以内となっております。
3. 平成27年3月25日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役に就任した岩崎二郎氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めています。

ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役および社外監査役が役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役岩崎二郎氏は、株式会社東京総合研究所の代表取締役およびG C A サヴィアン株式会社の社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間にはいずれも特別の関係はありません。
- ・ 取締役関本哲也氏は、ミツミ電機株式会社の社外取締役、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの社外取締役および株式会社プレミアムバリューバンクの社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間にはいずれも特別の関係はありません。

- ・監査役竹田正人氏は、株式会社ジャステックの常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

社 外 役 員	活 動 状 況
取締役 岩崎 二郎	取締役または監査役として当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役在任中に開催された監査役会4回のうち4回に出席し、必要に応じ、長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識からの発言を行っております。
取締役 関本 哲也	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地および社外役員としての経験と知見からの発言を行っております。
監査役 正松本重孝	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 竹田 正人	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、財務・経理業務に関する長年の経験および知見からの発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役、および当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人に関する事項

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ **会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由**

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し検討した結果、上記の金額に同意いたしました。

④ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑤ **解任または不再任の決定の方針**

当社監査役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に記載のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができます。会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

⑥ **会計監査人が現に受けている業務停止処分**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ. 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

3. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 当社および当社グループ会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社および当社グループ会社は、「SBSグループコンプライアンス規程」に基づき、取締役および従業員に対して、法令および定款ならびに社内諸規程等の遵守を徹底する。また、コンプライアンスに関する会議等の活動を通して、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。
- ロ. 当社および当社グループ会社は、「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を整備し、取締役および従業員の行動や意思決定が、法令および定款に違反することのない体制とする。
- ハ. 財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告の基本方針」に定める原則を適切に実行し、財務報告に係る内部統制の適正かつ効率的な体制を構築する。
- ニ. 内部監査を担当する部署は、監査役と密接に連携を保ち、当社および当社グループ会社の業務監査にあたるものとする。業務監査において、重大な法令・定款違反、その他不当な事実を発見した場合には、当社の代表取締役および当該グループ会社の代表取締役に対し報告する。なお、緊急の事案に対しては、SBSグループコンプライアンス会議へ事実関係の調査勧告や監査役会に緊急の取締役会の招集等を提案する等、適切な対応を講ずるものとする。
- ホ. 法令もしくは定款またはコンプライアンス違反に関して当社および当社グループ会社の従業員等がその事実を知ったときは、内部通報制度に定める通報先へ通報する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」および「SBSグループ情報セキュリティポリシー」に従って保管および管理され、取締役および監査役は、業務上必要なときに閲覧・謄写できるものとする。
- ロ. 保存年限は、「文書管理規程」において定めるものとする。なお、法令により定められた保存年限があるものについては、それ以上の期間を保存期限として定めるものとする。

③ 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社および当社グループ会社は、「SBSグループリスク管理規程」に基づき、各社ごとに対応すべきリスクを洗い出してその対応策を立案、実施し、リスクによる損害や損失の予防と最小化を図る。また、グループのリスク管理に関する会議体を設置し、リスク対応策の進捗状況の確認や実施結果に対する評価・承認を行う。

- . 当社は、物流品質の向上を目指してその専門部署を設置し、当社および当社グループ会社における自動車事故等の防止にあたるほか、国土交通省の「運輸安全マネジメント制度」に基づく安全管理体制を導入し、事故防止を推進する。また、物流業務の改善を通して安全性の向上に取り組む。
 - ハ. 大地震等の危機管理対策としては、対応マニュアルに基づいて対策本部の設置ならびに各対策チームによる事業復旧への対応および事業継続に向けた活動を実施する。
- ④ **当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- イ. 当社および当社グループ会社は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」をはじめとする社内諸規程に基づく意思決定のルールにより、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制をとる。
 - . 当社および当社グループ会社は、毎期初にそれぞれ当該事業年度の事業計画を策定する。また、月次の取締役会等でその進捗を評価し、緊急の対応や環境の変化にも即座に対応できる体制をとる。
- ⑤ **当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項**
- イ. 当社グループ会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他の重要事項について、定期的に当社へ報告・情報共有をするものとする。
 - . 当社グループ会社が重要事項を行う場合には、その意思決定に際して、「関係会社管理規程」、その他関連規程に基づき、当社の担当部署に報告・協議を行うとともに、所定の決裁を受けるものとする。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、監査役の職務を補助するための監査役スタッフを選任するものとする。
- ⑦ **上記の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- イ. 監査役スタッフの任命、人事評価および人事異動ならびに懲戒に関しては、監査役の意見を尊重し決定する。
 - . 監査役スタッフへの指揮命令系統は監査役とし、監査役スタッフは、他の業務を兼務することができないものとする。

⑧ **当社および当社グループ会社の取締役等および従業員が当社の監査役に報告するための体制**

- イ. 当社および当社グループ会社の取締役等および従業員は、法令もしくは定款またはコンプライアンスに違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える恐れのある事実を知ったときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査役に報告する体制をとる。
- ロ. 当社および当社グループ会社の取締役等および従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

⑨ **上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

上記の報告をした取締役等および従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをしてはならないものとする。

⑩ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに処理をするものとする。

⑪ **監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、取締役会以外の重要な会議に出席することができるほか、各種の会議議事録、その他の文書を閲覧することができるものとする。
- ロ. 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換をするものとする。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、緊密な連携を保つとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができるものとする。

⑫ **反社会的勢力排除に向けた基本的体制**

当社および当社グループ会社は、「SBSグループ行動憲章」ならびに「SBSグループ企業倫理規程」および「SBSグループ反社会的勢力対策規程」を遵守することにより、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社および当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況は、監査部がモニタリングし、改善を進めております。また、「SBSグループCSR推進委員会」が、その下部組織である「SBSグループリスク管理会議」、「SBSグループコンプライアンス会議」、「SBSグループ運輸安全推進会議」および「SBSグループ情報セキュリティ推進会議」を統括し、内部統制システム全般を管理しております。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」は、当社および当社グループ会社において自己点検を行った上、監査部による第三者評価を実施しております。

② コンプライアンス

当社は、当社および当社グループ会社の従業員に対して、その階層に応じコンプライアンスの研修を実施しております。また、「SBSグループコンプライアンス会議」（当事業年度は年3回開催）の中で、法令違反、不正行為に該当する事例の報告、内部通報制度に基づき相談・通報窓口へ寄せられた内容の報告を行い、当社グループ全体でコンプライアンスを遵守するための取り組みを継続的に行っております。

当社の内部通報制度は、社内窓口、監査役への直接の窓口および第三者の社外窓口を設け、当社および当社グループ会社の従業員が活用できる体制を整えており、グループ会社の従業員に対する周知を継続して行っております。

③ リスク管理

当社および当社グループ会社は、「SBSグループリスク管理規程」に基づき、各部門ごとに対応すべきリスクを洗い出してその対応策を実施し、リスクによる損害や損失の予防と最小化を図っております。「SBSグループリスク管理会議」（当事業年度は年3回開催）は、当社および当社グループ会社のリスク対策の進捗状況の確認や対応策に対する評価・承認を行い、「SBSグループCSR推進委員会」へ報告し、承認を得ております。

④ グループ会社経営管理

当社は、国内グループ会社の経営管理は経営管理部が、また海外グループ会社の経営管理は経営企画部がそれぞれ整備・統括しております。グループ会社の重要な意思決定は、「国内関係会社管理規程」および「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の所管部門と事前に協議のうえ承認申請または報告を受けることとしております。また、監査部は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社に対し内部監査を実施し、グループ経営方針および諸規程に準拠した企業活動や組織運営が効率的に行われているかの検証、評価および助言を行っております。

⑤ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、社外取締役を2名選任し、当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。当事業年度においては、取締役会を16回開催しております。

⑥ 監査役

監査役は、取締役会や重要な会議への出席を通じて、当社グループの内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は、会計監査人、監査部など内部統制に係る組織と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点において当該「基本方針」およびいわゆる「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

当社における企業価値および株主共同の利益に資さないものについては会社として適切な対応が必要であると考え、社会的な動向も見極めつつ、今後検討を進めてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策のひとつと位置付け、より強固な経営基盤の構築のために内部留保の充実を図るとともに、継続的な配当維持と業績に応じた配当水準の向上に努めることを利益配分に関する基本方針としております。

しかしながら、当事業年度の当期純損益が赤字となったことから、第30期の配当は見送らせていただきます。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	51,601	流 動 負 債	52,994
現金及び預金	8,990	支払手形及び買掛金	9,584
受取手形及び売掛金	21,342	1年内償還予定の社債	232
リース債権及びリース投資資産	1,456	短期借入金	19,952
たな卸資産	15,153	1年内返済予定の長期借入金	9,667
繰延税金資産	408	未払金	1,564
その他	4,468	未払費用	3,616
貸倒引当金	△218	リース債務	676
固 定 資 産	73,216	未払法人税等	1,605
有 形 固 定 資 産	60,800	未払消費税等	1,571
建物及び構築物	9,102	賞与引当金	739
機械装置及び運搬具	7,142	関係会社整理損失引当金	2,230
土地	35,846	その他	1,553
リース資産	1,583	固 定 負 債	41,875
建設仮勘定	6,231	社長期借入金	400
その他	892	長期預り保証金	30,272
無 形 固 定 資 産	1,285	リース債務	1,204
のれん	280	退職給付に係る負債	3,967
その他	1,004	繰延税金負債	3,242
投 資 其 他 の 資 産	11,131	その他	915
投資有価証券	7,253	負 債 合 計	94,870
長期貸付金	508	純 資 産 の 部	
差入保証金	2,134	株主資本	26,483
その他	5,911	資本剰余金	3,920
貸倒引当金	△4,676	利益剰余金	5,504
資 産 合 計	124,817	自己株式	17,057
		その他の包括利益累計額	△0
		その他の有価証券評価差額金	1,569
		土地再評価差額金	653
		為替換算調整勘定	21
		退職給付に係る調整累計額	1,004
		新株予約権	△108
		少数株主持分	52
		純 資 産 合 計	29,947
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	124,817

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	157,996		
売上	140,441		
販売費及び一般管理費	17,555		
営業外収益	12,208		
営業外収益	5,347		
受取配当金	218		
受取配当金	48		
受取配当金	508		
受取配当金	425		
受取配当金	163		1,365
受取配当金	872		
受取配当金	68		940
経常利益	5,772		
特別利益	2,260		
特別利益	19		2,280
特別損失	4		
特別損失	20		
特別損失	1,781		
特別損失	289		
特別損失	4,467		
特別損失	4,509		
特別損失	2,230		
特別損失	242		13,547
税金等調整前当期純損失	5,495		
法人税、住民税及び事業税	2,507		
法人税、住民税及び事業税	△2,705		△197
少数株主調整前当期純損失	5,297		
少数株主調整前当期純損失			1,482
当期純損失			3,815

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
平成27年1月1日期首残高	3,918	5,502	21,475	△117	30,778
会計方針の変更による累積的影響額			△6		△6
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日期首残高	3,918	5,502	21,469	△117	30,772
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	2	2			5
剰余金の配当			△595		△595
当期純損失			△3,815		△3,815
自己株式の処分				117	117
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2	2	△4,411	117	△4,288
平成27年12月31日期末残高	3,920	5,504	17,057	△0	26,483

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合	
	そ の 他 有 価 値 証 券 差 額	繰 上 償 損	延 滞 益	土 地 再 評 価 差 額	地 価 金	為 替 換 算 調 整 額				退 職 給 付 調 整 額
平成27年1月1日期首残高	415	△7		－	795	△164	1,039	30	3,243	35,091
会計方針の変更による累積的影響額										△6
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日期首残高	415	△7		－	795	△164	1,039	30	3,243	35,085
連結会計年度中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)										5
剰余金の配当										△595
当期純損失										△3,815
自己株式の処分										117
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	237	7		21	208	55	530	22	△1,402	△848
連結会計年度中の変動額合計	237	7		21	208	55	530	22	△1,402	△5,137
平成27年12月31日期末残高	653	－		21	1,004	△108	1,569	52	1,841	29,947

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,372	流 動 負 債	27,934
現金及び預金	3,156	短期借入金	14,500
前払費用	50	1年内返済予定の長期借入金	8,501
短期貸付金	10,478	未払金	369
未収入金	1,556	未払費用	65
未収還付法人税等	3	未払法人税等	651
その他の	128	前受金	13
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	26
固 定 資 産	47,860	預り金	3,771
有形固定資産	1,685	その他の	34
建物	33	固 定 負 債	28,266
機械及び装置	553	長期借入金	28,264
工具、器具及び備品	43	その他の	2
土地	1,049	負債合計	56,200
その他の	4	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	123	株 主 資 本	6,952
商標権	22	資本金	3,920
ソフトウェア	94	資本剰余金	5,250
その他の	6	資本準備金	5,250
投資その他の資産	46,051	利 益 剰 余 金	△2,218
投資有価証券	357	その他利益剰余金	△2,218
関係会社株式	25,848	特別償却準備金	343
関係会社長期貸付金	17,139	繰越利益剰余金	△2,561
繰延税金資産	2,413	自 己 株 式	△0
その他の	292	評価・換算差額等	79
資 産 合 計	63,232	その他有価証券評価差額金	79
		純 資 産 合 計	7,032
		負債及び純資産合計	63,232

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		4,694
営業費用		2,404
営業利益		2,289
営業外収益		
受取利息	345	
その他	21	367
営業外費用		
支払利息	469	
その他	2	472
経常利益		2,184
特別利益		
固定資産売却益	1	
貸倒引当金戻入額	123	125
特別損失		
減損損失	133	
関係会社株式評価損	11,193	
関係会社株式売却損	169	11,497
税引前当期純損失		9,186
法人税、住民税及び事業税	△174	
法人税等調整額	△2,619	△2,794
当期純損失		6,392

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
		資 本 金 準備	資 本 剰 余 金 計	特 別 償 却 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 計			
平成27年1月1日 期 首 残 高	3,918	5,247	5,247	392	4,377	4,769	△117	13,818	
事業年度中の変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	2	2	2					5	
特別償却準備金の取崩				△49	49	-		-	
剰余金の配当					△595	△595		△595	
当期純損失					△6,392	△6,392		△6,392	
自己株式の処分							117	117	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	2	2	2	△49	△6,938	△6,987	117	△6,865	
平成27年12月31日 期 末 残 高	3,920	5,250	5,250	343	△2,561	△2,218	△0	6,952	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 値 差 額	繰 上 延 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
平成27年1月1日 期 首 残 高	9	△7	2	1	13,821
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					5
特別償却準備金の取崩					-
剰余金の配当					△595
当期純損失					△6,392
自己株式の処分					117
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	69	7	77	△1	76
事業年度中の変動額合計	69	7	77	△1	△6,789
平成27年12月31日 期 末 残 高	79	-	79	-	7,032

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年3月3日

SBSホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上林 礼子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SBSホールディングス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBSホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年2月29日の取締役会において、会社の子会社であるSBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd.の全株式を譲渡することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年3月3日

SBSホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上林 礼子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SBSホールディングス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年2月29日の取締役会において、会社の子会社であるSBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd.の全株式を譲渡することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、平成28年3月4日開催の取締役会において、平成28年3月25日に開催予定の第30期定時株主総会に、資本準備金の額の減少および剰余金の処分について付議することを決議いたしました。当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成28年3月4日

SBSホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役 山下 泰博 ㊟
社外監査役 正松本 重孝 ㊟
社外監査役 竹田 正人 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

平成27年12月期は、海外子会社にかかる特別損失を計上したことに伴い、多額の当期純損失となったことから、平成27年12月期事業年度末日時点での利益剰余金は2,218,262,026円の欠損が生じております。

つきましては、今般、この利益剰余金の欠損の填補と分配可能額の確保を目的として、資本準備金の額の減少および剰余金の処分を行いたいと存じます。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金3,000,000,000円を減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金5,250,272,287円のうち、3,000,000,000円

なお、減少後の資本準備金の額は2,250,272,287円となります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

債権者異議申述期間後の平成28年5月2日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、上記1. による振り替え後のその他資本剰余金3,000,000,000円のうち、2,218,262,026円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金2,218,262,026円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金2,218,262,026円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項および第41条第2項の一部を変更するものであります。また、空席になっている現状に鑑み、相談役を廃止するほか、規定の明確化を図るとともに一部字句の修正、用法の統一等を行うため、所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業およびこれに関連する事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに関連する事業を営む会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することおよびこれに関連する業務を行うことを目的とする。</p> <p>(1)～(12) (省略)</p> <p>(13)廃棄物処理業・再生業</p> <p>(14)不動産の売買・仲介・賃貸借・開発、保守・管理に関する事業</p> <p>(15)損害保険代理業および生命保険募集業</p> <p>(16) (省略)</p> <p>(17)マーケティングリサーチならびに経営情報の調査・収集および提供</p> <p>(18)ベンチャー企業への投融資・保証および経営の指導</p> <p>(19)～(20) (省略)</p> <p>(21)通信販売業、電子商取引事業および決済処理代行業</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13)廃棄物処理業、再生業</p> <p>(14)不動産の売買・賃貸借・開発、保守・管理、仲介に関する事業</p> <p>(15)損害保険代理業、生命保険募集業</p> <p>(16) (現行どおり)</p> <p>(17)マーケティングリサーチ、経営情報の調査・収集、提供</p> <p>(18)ベンチャー企業への投融資、保証、経営の指導</p> <p>(19)～(20) (現行どおり)</p> <p>(21)通信販売業、電子商取引事業、決済処理代行業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(22)貸金業、クレジットカード取扱事業および集金代行業務</p> <p>(23)次の物品の製造、加工、輸出入、販売および修理業</p> <p>① 各種燃料(石油・高圧ガス・液化ガス等)およびそれらの製品</p> <p>② 薬品類(医薬品・医薬部外品・化粧品、毒物・劇物・化学薬品等)</p> <p>③～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 金属、樹脂、木材、ゴム、皮革、紙または繊維による各種物品</p> <p>⑦ コンピュータおよびその周辺機器ならびに消耗資材</p> <p>(24)建築工事の設計・監理および請負業、仲介・斡旋業</p> <p>(25)出版業および印刷業、映像・音響・データ等の記録媒体の制作・編集・販売業</p> <p>(26)各種イベントの企画・運営・実施およびチケット販売事業</p> <p>(27)知的財産権の取得、管理、販売および賃貸業</p> <p>(28)給与計算代行業および採用事務代行業</p> <p>(29)介護福祉サービス事業ならびに居宅サービス事業および居宅介護支援事業</p> <p>(30)駐車場・飲食店等の施設の経営、旅行業、ペット美容業、冠婚葬祭事業、清掃・害虫駆除事業、警備業、運転代行業および旅客運送事業</p> <p>(31)再生可能エネルギー等による発電事業および電気の供給、販売等に関する事業</p> <p>(32)前各号に関する調査、企画、開発、教育およびコンサルティング事業</p> <p>(33) (省略)</p>	<p>(22)貸金業、クレジットカード取扱事業、集金代行業務</p> <p>(23)次の物品の製造、加工、輸出入、販売、修理業</p> <p>① 各種燃料(石油、高圧ガス、液化ガス等)、それらの製品</p> <p>② 薬品類(医薬品、医薬部外品、化粧品、毒物、劇物、化学薬品等)</p> <p>③～⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ 金属・樹脂・木材・ゴム・皮革・紙または繊維による各種物品</p> <p>⑦ コンピュータ、その周辺機器・消耗資材</p> <p>(24)建築工事の設計・監理・請負業、仲介・斡旋業</p> <p>(25)出版業、印刷業、映像・音響・データ等の記録媒体の制作・編集・販売業</p> <p>(26)各種イベントの企画、運営、実施、チケット販売事業</p> <p>(27)知的財産権の取得、管理、販売、賃貸業</p> <p>(28)給与計算代行業、採用事務代行業</p> <p>(29)介護福祉サービス事業、居宅サービス事業、居宅介護支援事業</p> <p>(30)駐車場・飲食店等の施設の経営、旅行業、ペット美容業、冠婚葬祭事業、清掃・害虫駆除事業、警備業、運転代行業、旅客運送事業</p> <p>(31)再生可能エネルギー等による発電事業、電気の供給・販売等に関する事業</p> <p>(32)前各号に関する調査、企画、開発、教育、コンサルティング事業</p> <p>(33) (現行どおり)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会においてその権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 (省略) 2 (省略) 3 取締役会はその決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第24条 (省略) 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (省略) 2 当社は、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の実任免除) 第41条 (省略) 2 当社は、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 取締役会はその決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長) 第24条 (現行どおり) 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の実任免除) 第41条 (現行どおり) 2 当社は、<u>監査役との間で</u>、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	かま た まさ ひこ 鎌 田 正 彦 (昭和34年6月22日)	昭和54年4月 東京佐川急便(株)入社 昭和62年12月 (株)関東即配(現当社)取締役 昭和63年3月 当社代表取締役社長(現任) 平成16年3月 当社代表執行役員(現任) 同年6月 雪印物流(株)(現SBSフレック(株))取締役(現任) 同年9月 (株)ゼロ取締役(現任) 平成17年9月 東急ロジスティック(株)(現SBSロジコム(株))代表取締役社長(現任) 平成18年1月 (株)全通(現SBSゼンツウ(株))取締役(現任) 平成24年5月 SBS Logistics RHQ Pte. Ltd. (現SBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd.) Director 平成27年8月 SBS Logistics Singapore Pte. Ltd. Director (重要な兼職の状況) SBSロジコム(株)代表取締役社長	14,888,400株

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	いり やま けん いち 入 山 賢 一 (昭和26年10月22日)	昭和49年 4 月 ㈱日本長期信用銀行 (現㈱新生銀行) 入行 平成14年 6 月 ㈱エスピーエス(現当社)入社経営企画室 長 平成15年 3 月 当社取締役管理部長 平成16年 3 月 当社常務執行役員 (現任) 同年 6 月 雪印物流㈱(現SBSフレック㈱)取締役 (現任) 平成17年 9 月 東急ロジスティック㈱(現SBSロジコ ム㈱)取締役 (現任) 平成18年 1 月 ㈱全通(現SBSゼンツウ㈱) 取締役(現 任) 同年 3 月 当社常務取締役 (現任) 平成19年 1 月 ㈱エーマックス代表取締役社長 (取締役 として現任) 平成24年 3 月 マーケティングパートナー㈱取締役	144,000株
3	すぎ の たい じ 杉 野 泰 治 (昭和32年5月9日)	昭和56年 4 月 日産自動車㈱入社 平成12年 9 月 AIG ジャパン・パートナーズ㈱ Chief Investment Officer 平成16年 1 月 ㈱JBFパートナーズ代表取締役 平成22年 8 月 同社取締役 平成24年 1 月 当社入社経営企画部部長 同年 5 月 SBS Logistics RHQ Pte. Ltd. (現SBS Logistics Holdings Singapore Pte. Ltd.) Director 同年 6 月 同社Managing Director(現任) 平成25年 3 月 ㈱エーマックス取締役(現任) 当社経営企画部長 平成26年 3 月 当社取締役 (現任) 同年 7 月 SBS Transpole Logistics Pvt. Ltd. Director 平成27年 8 月 SBS Logistics Singapore Pte. Ltd. Director (現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	わた なべ まこと 渡 邊 誠 (昭和23年7月9日)	昭和46年4月 雪印乳業(株)(現雪印メグミルク(株))入社 平成13年1月 同社常務執行役員関東統括支店長 平成15年1月 日本ミルクコミュニティ(株)(現雪印メグミルク(株))常務取締役関西事業部長 同年11月 同社執行役員関東事業部長 平成18年3月 同社取締役 平成22年7月 フーズレック(株)(現SBSフレック(株)) 取締役副社長 平成24年3月 同社代表取締役社長(現任) 平成25年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) SBSフレック(株)代表取締役社長	24,000株
5	いわ さき じ ろう 岩 崎 二郎 (昭和20年12月6日)	昭和49年4月 東京電気化学工業(株)(現TDK(株))入社 平成8年6月 同社取締役人事教育部長 平成18年7月 同社取締役専務執行役員 平成20年3月 GCAサヴィアングループ(株)(現GCAサヴィアン(株))社外監査役(現任) 平成21年6月 JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)(現(株)JVCケンウッド)取締役執行役員常務 平成22年6月 森電機(株)社外取締役 同年7月 (株)東京総合研究所設立 代表取締役(現任) 平成23年3月 当社社外監査役 平成27年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) GCAサヴィアン(株)社外監査役 (株)東京総合研究所代表取締役	200株

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	関本哲也 (昭和31年2月26日)	<p>平成元年4月 東京弁護士会弁護士登録 北・木村法律事務事務所入所</p> <p>平成3年4月 さくら綜合法律会計事務所(現デルソーレさくら法律事務所)設立</p> <p>平成24年1月 公洋ケミカル(株)監査役(現任) 同年11月 デルソーレ・コンサルティング(株)代表取締役</p> <p>平成25年6月 ミツミ電機(株)社外取締役(現任)</p> <p>平成26年3月 当社社外取締役(現任) 同年5月 (株)プレミアムバリューバンク社外監査役(現任)</p> <p>平成27年5月 (株)サマンサタバサジャパンリミテッド社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士 ミツミ電機(株)社外取締役 (株)サマンサタバサジャパンリミテッド社外取締役 (株)プレミアムバリューバンク社外監査役</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩崎二郎および関本哲也の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関本哲也氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。また、岩崎二郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となりますが、社外取締役就任前に、社外監査役として4年の在任期間があります。
4. (1) 岩崎二郎氏を候補者とした理由は、長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識、また、社外役員としての経験と知見を当社の経営に反映していただけると判断したことによるものです。
- (2) 関本哲也氏を候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識、および社外役員としての経験と知見を当社のコンプライアンス経営に活かしていただけると判断したことによるものです。
5. 当社は、定款の規定に基づき、岩崎二郎および関本哲也の両氏との間で会社法第427条第1項の契約(責任限定契約)を締結しておりますが、両氏が再任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、いずれも会社法第423条第1項の責任について、取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とするものであります。
6. 関本哲也氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ておりますが、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	山 下 泰 博 (昭和31年10月29日)	昭和56年4月 ㈱ユニード(現㈱ダイエー)入社 平成16年5月 同社財務部長 平成17年11月 ㈱エスピーエス(現当社)入社 財務部長 平成18年3月 当社執行役員財務部長 平成26年9月 当社執行役員 平成27年3月 S B S ロジコム㈱監査役(現任) 同月 S B S フレック㈱監査役(現任) 同月 S B S ゼンツウ㈱監査役(現任) 同月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) S B S ロジコム㈱監査役 S B S フレック㈱監査役 S B S ゼンツウ㈱監査役	24,500株
2	正松本 重 孝 (昭和18年2月15日)	昭和36年3月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 昭和61年1月 同行岐阜支店長 平成5年7月 正松本公認会計士事務所(現港総合会計事務所)開設 所長(現任) 平成11年12月 ㈱エスピーエス(現当社)監査役(社外監査役として現任) 平成15年5月 ㈱全通(現S B S ゼンツウ㈱)監査役(現任) 平成16年6月 雪印物流㈱(現S B S フレック㈱)監査役(現任) 平成24年3月 ティーエルロジコム㈱(現S B S ロジコム㈱)監査役 (重要な兼職の状況) 公認会計士 S B S フレック㈱監査役 S B S ゼンツウ㈱監査役	53,100株

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	竹田正人 (昭和29年3月1日)	昭和52年4月 ㈱ダイエー入社 平成16年5月 同社経理本部副本部長 ㈱フォルクス(現㈱アークミール) 監査役 平成18年2月 ㈱ジャステック 監査役 平成20年3月 当社社外監査役(現任) 同年4月 ㈱ジャステック 常勤監査役 平成28年2月 ㈱ジャステック社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱ジャステック社外取締役	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 正松本重孝および竹田正人の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. (1) 正松本重孝氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知見を当社の監査に反映していただけると判断いたしました。
- (2) 竹田正人氏を社外監査役候補者とした理由は、財務・経理業務に関する長年の経験および知見を当社の監査に反映していただけると判断いたしました。
4. 正松本重孝および竹田正人の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって正松本重孝氏が16年3ヶ月、竹田正人氏が8年となります。
5. 当社は、定款の規定に基づき、正松本重孝および竹田正人の両氏との間で会社法第427条第1項の契約(責任限定契約)を締結しておりますが、両氏が再任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、監査役職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約であります。
6. 当社は、正松本重孝および竹田正人の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
鈴木知幸 (昭和51年6月14日)	平成15年10月 第一東京弁護士会弁護士登録 同月 長島・大野・常松法律事務所入所 平成16年11月 東京丸の内法律事務所入所 現在に至る	一株

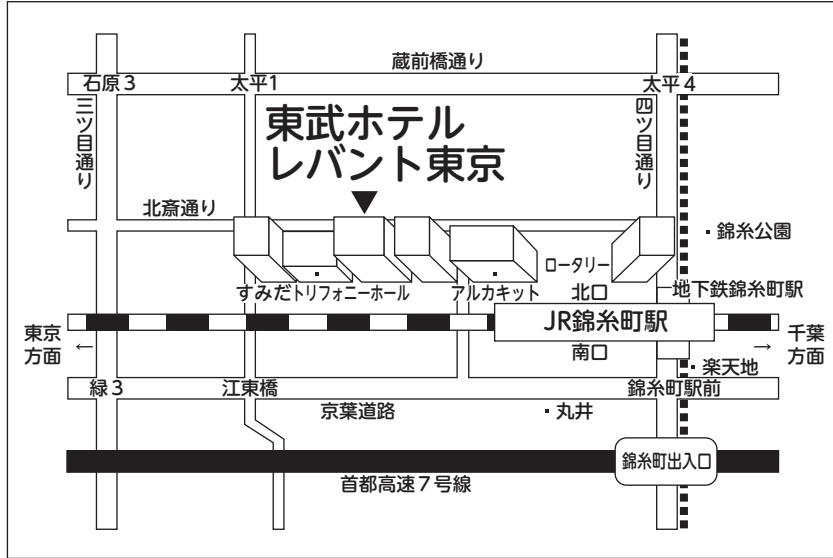
(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 鈴木知幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 鈴木知幸氏が監査役に就任した場合には、当社は、定款の規定に基づき、同氏との間で、会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とするものであります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京
4階「錦」
TEL 03 (5611) 5511 (代)



[交通機関]

- 交通 JR総武線・地下鉄東京メトロ半蔵門線
錦糸町駅北口より徒歩3分

※ お車でお越しの場合

(首都高速経由) 首都高速7号線を出て四ツ目通りを北上、JRのガード下を通過してすぐの交差点を左折。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。